

平成27年第2回三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

議案第183号 工事請負契約について（特別支援学校東紀州くろしお学園（本校） 統合整備校舎棟ほか建築工事）	1
--	---

II 請願説明

請願第9号 2016年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについて	
--	--

III 所管事項説明

1 『みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）』中間案に対する意見 への回答（教育委員会関係）について	4
2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）」最終案（教育委員会関係） について	7
3 三重県教育施策大綱（仮称）最終案について	9
4 県立高等学校活性化に係る地域協議会について	26
5 子どもの貧困対策（教育委員会関係）について	29
6 新たな教育関係事務所の設置について	32
7 工業高校における専攻科の設置について	35
8 いじめ問題に関する調査結果について	37
9 平成30年度全国高等学校総合体育大会「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・ ポスター図案」の決定について	41
10 審議会等の審議状況について	43
・別添資料1 みえ県民カビジョン第二次行動計画（仮称）最終案 教育委員会関係	
・別添資料2 三重県教育施策大綱（仮称）（最終案）	
・別添資料3 三重県教育施策大綱（仮称）（最終案）新旧対照表	
・別添資料4 三重県教育施策大綱（仮称）中間案に対するパブリックコメント への対応（案）	

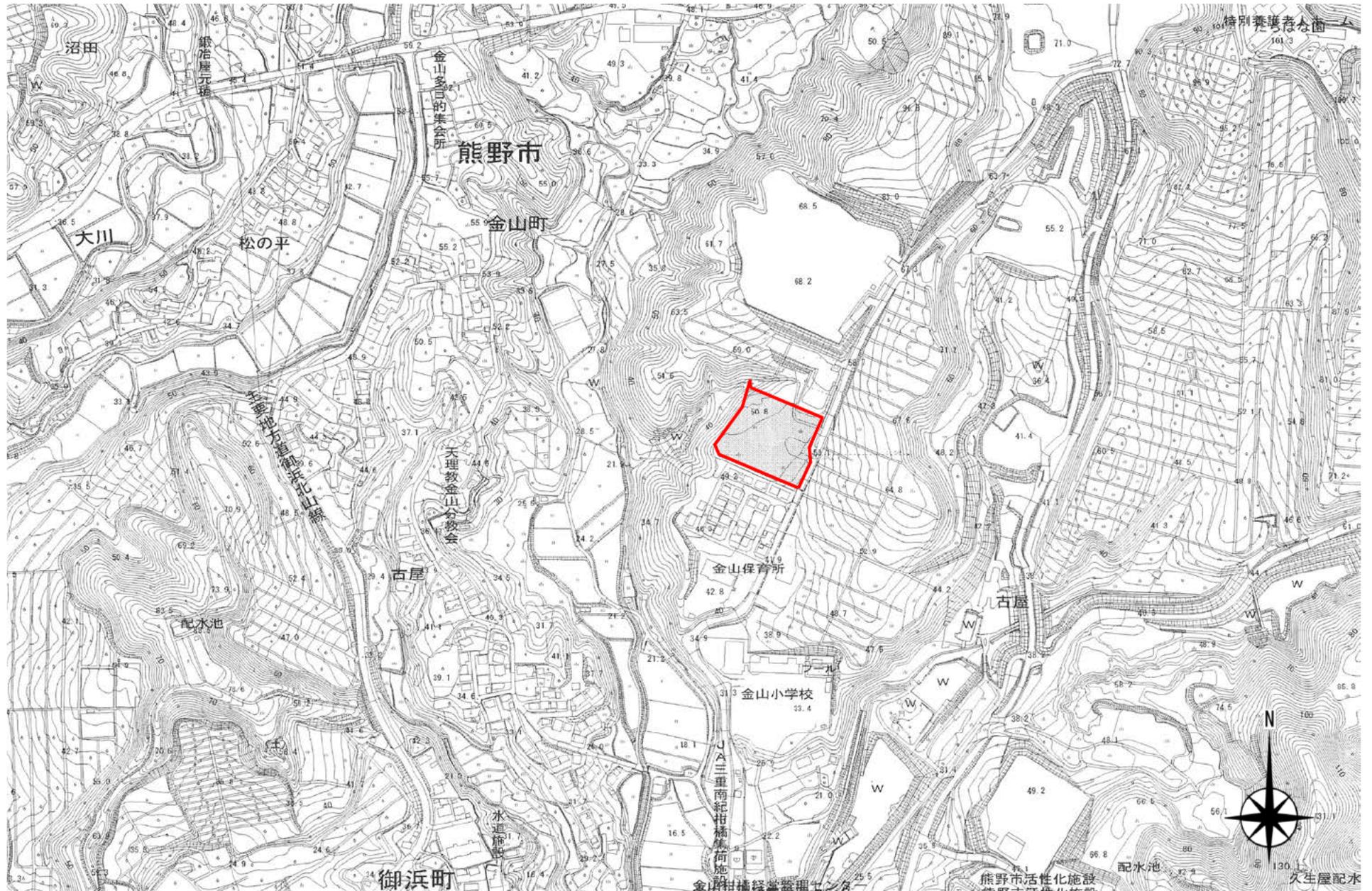
平成27年12月10日

教育委員会

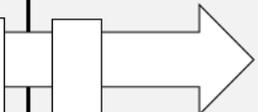
I 議案補充説明

議案番号 第183号 工 事 請 負 契 約 に つ い て			
工 事 名	特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）統合整備校舎棟ほか建築工事		
施 工 場 所	熊野市金山町字石ケ谷2496 ほか5筆		
契 約 金 額	649,080,000円（消費税等含む）		
請 負 者 住 所 氏 名	松阪市中央町306番地の1 北村・塩谷特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社北村組 取締役社長 北村 俊治		
契 約 工 期	議決日から360日間		
<u>工事内容</u> 校舎棟 RC造一部木造 平屋建 延べ面積 2,231.36㎡（新築） バスヤード棟 S造 平屋建 延べ面積 103.53㎡（新築） 渡り廊下棟 S造 平屋建 建築面積 18.03㎡（新築） 上記に係る建築工事一式			
契 約 方 法	一般競争入札（総合評価）		
入 札 状 況	年 月 日	平成27年9月11日	評価値 1.94009（最高値 1.94009 最低値 1.65446）
	業 者 数	3	価 格
	回 数	1	予 定 価 格
725,891,760 円（消費税等含む） 672,122,000 円（消費税等抜き）			

位置図



■東紀州くろしお学園(本校)統合整備事業 全体スケジュール

	平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度	
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4	
建築・土木 (外構) 工事		建築(校舎) 建築(体育館) 電気・機械 土木(外構)				入札手続 議会 入札手続 入札手続 入札手続		工事 (12ヶ月) 工事(3ヶ月)			検査・引渡 検査引渡			
							入札手続 入札手続	工事監理業務委託 意図伝達業務委託						
移転準備								入札手続 厨房機器設置工事 備品整理(不用品処分)			入札手続 入札手続 入札手続 入札手続	給食業務委託 付帯工事 備品移設・搬入 保守契約	引越・準備 入学式・新学期開始	 
									(児童生徒) スクールバスを利用した新校地への校外学習 (児童生徒、保護者) 通学経路、スクールバスルートの確認 小中学部と高等部の交流(通年)			校舎見学会 リーフレット配布		

Ⅲ 所管事項説明

1 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)』中間案に対する意見」への回答(教育委員会関係)について

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
221	夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	教育委員会	「県民の皆さんとめざす姿」から考えると県民指標の「全国学力・学習状況調査において全国平均を上まわった教科数」はそぐわない。	<p>「全国学力・学習状況調査」における各教科の平均正答率は、学力の実態を示す客観的なデータであること、県民にとって分かりやすいことに加え、学力が向上することで、達成感を得て、自己肯定感や自尊感情、チャレンジする力が高まるなど、社会参画力の育成にもつながり施策の方向とも一致することから、目標項目として選定しました。</p> <p>また、学力向上は、学校だけでなく、家庭・地域が一体となって気運を高めながら取り組むことが重要であるため、県が取り組んだことの効果を示す「活動指標」ではなく、県民の皆さんにとっての成果を示す「県民指標」として設定しました。</p> <p>なお、学力と社会参画力の要素を複合した指標についても検討しましたが、県民にとって分かりにくい目標項目となってしまうことから、原案のままとしました。</p>
			「全国学力・学習状況調査において全国平均を上まわった教科数」を県民指標に用いるのがよい。	
			現在の行動計画では「学力の向上」であるが、中間案では「夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成」と幅広くなっているので、複合指標の採用を検討していただきたい。	
222	人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	教育委員会	読書活動・文化芸術活動の推進における目標項目が「授業時間外に読書を全くしない子どもたちの割合」とあるが、前向きな評価ができるような目標項目の方が適切ではないか。	ご意見を踏まえ、目標項目を「授業時間以外に読書をする子どもたちの割合」に変更しました。
223	健やかに生きていくための身体の育成	教育委員会	食育の推進にあたっては、県の活動指標として、行政がすべき内容を考えるべきではないか。	朝食の摂取は必要不可欠な基本的な生活習慣であり、調査からも規則正しい生活習慣と、学力・体力の間には相関があることから、目標項目として選定しました。 <p>目標を掲げることで行政や学校として朝食摂取率向上に向けた高い意識を持ち、保護者への啓発活動を粘り強く進めていきたいと考えています。</p>

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
224	自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	教育委員会	<p>県民指標の「特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率」については、再検討していただきたい。</p>	<p>三重県の障がい者雇用率が低い中、学校だけでなく企業や地域が一体となって、一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒全員の希望をかなえるという趣旨で県民指標として設定したことから、原案のままとしたいと考えています。</p> <p>なお、障がいのある子どもの自立と社会参画のためには、子ども本人の力をつけることだけでなく、まわりの子どもたちの理解や適切なかわりが必要である旨の記述を最終案において追加しました。</p>
225	笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	教育委員会	<p>現在の県民指標に「学校に満足している子どもたちの割合」があり、「満足」という考え方も重要である。</p>	<p>この施策は、安全で安心な教育環境づくりをめざすものであるため、めざす姿を端的に示す目標項目として「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」を選定しました。</p>
226	地域に開かれ信頼される学校づくり	教育委員会	<p>条件が不利な地域の小規模校について、一律的な適正規模、適正配置でない旨が読み取れるよう記載していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、現状と課題の記述を「少子化の進行による子どもたちの減少や、地域の状況、学校の地域に果たす役割などについて総合的に考えて適正規模・適正配置を進める必要があります」と修正しました。</p>
			<p>学校の特色化・魅力化における目標項目が「中学3年生が体験入学で県立高等学校に魅力を感じた割合」となっているが、この目標項目では、学校の特色化・魅力化という課題を切実に抱えている学校について反映しきれないのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、目標項目を「地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる県立高等学校の数」と変更しました。</p>

総論部分等(基本的な考え方、重点取組など)に関する意見	回 答
<p>教育委員会関係について、全体的に自立する力と共生する力のバランスが取られるよう基本的に考えるべきであり、その考えに立って施策を行っていただきたい。</p>	<p>教育施策の展開にあたっては、 ①直面する課題に、自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力 ②他者との関わりの中で共に支えあい、新しい社会を創造していく「共生」の力 の2つの力をともに重視し育む教育を推進することで、子どもたちの「生き抜いていく力」を育成していきたいと考えています。</p>

2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）」最終案

（教育委員会関係）について

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）」最終案では、中間案から一部の活動指標を変更するとともに、各指標の現状値と平成31年度の目標値を記載しました。（別添資料1）

1 教育委員会 主担当施策

	政策	施策
「創る」	2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成
		222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成
		223 健やかに生きていくための身体の育成
		224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進
		225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり
		226 地域に開かれ信頼される学校づくり

2 他部局が主担当の施策で教育委員会が担当する基本事業

	政策	施策 基本事業
「守る」	1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり
		11102 学校における防災教育の推進
		112 防災・減災対策を進める体制づくり
		11206 教育施設の防災対策
「創る」	1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり
		21103 人権教育の推進
		213 多文化共生社会づくり
		21302 日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援
	2 学びの充実	228 文化と生涯学習の振興
		22802 文化財の保存・継承・活用
		22804 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	3 希望がかなう少子化対策の推進	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実
23304 家庭・幼児教育の充実		

3 中間案から活動指標を変更した基本事業

22103 キャリア教育の推進

高等学校（全日制）においてインターンシップを体験した生徒の割合
→ 地域等の人材を招聘した授業等を行っている学校の割合

22203 読書活動・文化芸術活動の推進

授業時間以外に読書を全くしない子どもたちの割合
→ 授業時間以外に読書をする子どもたちの割合

22602 学校の特色化・魅力化

中学3年生が体験入学で県立高等学校に魅力を感じた割合
→ 地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる
県立高等学校の数

22603 教職員の資質向上

校内外の研修や研究会の成果を教育活動に反映している学校の割合
→ 授業で主体的・協働的に学習に取り組んでいると感じる
子どもたちの割合

3 三重県教育施策大綱（仮称）最終案について

1 10月常任委員会以後の経過

- 27年11月28日（土） 第8回総合教育会議
（三重県教育施策大綱（仮称）最終案について協議）

2 中間案からの主な修正点（詳細は別添資料3の新旧対照表をご参照ください）

(1) 基本方針③の文言修正（P4：頁数は最終案本冊のもの、以下同じ）

6つの基本方針のうち、③の文言を修正しました。

（←庁内意見をふまえた文言の統一）

《修正前》

③「生涯現役・全員参加型社会」に向けた学習基盤の充実

《修正後》

③「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実

(2) 基本方針④の文言修正（P4）

6つの基本方針のうち、④のキーワードを修正しました。

（←議会の意見をふまえた修正）

《修正前》

④教育への県民力の結集 ～「時を越えた協創」の推進～

《修正後》

④教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」の推進～

(3) 『生き抜いていく力』の育成」の記述内容の修正(P5)

『生き抜いていく力』の育成」の記述内容について、「共生の力」についての記述が充実するよう、また一貫して個人的意義の視点から記述するよう修正しました。

(←議会の意見、およびパブリックコメントをふまえた修正)

《修正前》

○ 将来予測が困難とされる来るべき時代においては、変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持って、未来への活路を切り拓く人材、即ち「生き抜いていく力」を備えた人材が求められています。

そこで三重県は、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支えあい、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進していきます。

《修正後》

○ 将来予測が困難とされる来るべき時代においては、変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで三重県は、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支えあい、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。

(4) 『生き抜いていく力』の育成」の記述内容の追加(P5)

『生き抜いていく力』の育成」に記述項目を追加し、自己肯定感の涵養、学習意欲の向上に言及するとともに、「共生の力」についての記述を充実させました。

(←議会の意見、およびパブリックコメントをふまえた修正)

《追加》

○ 一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持たず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう、自己肯定感の涵養を図ります。加えて、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

(5) 教育施策 1 「『教育の原点』である家庭教育の充実と子育て支援」の取組内容の追加等 (P10～11)

教育施策 1 「『教育の原点』である家庭教育の充実と子育て支援」について、下記の取組を追加するなど、記述を充実させました。

(←議会の意見等をふまえた修正)

《追加した取組の一例》

1 家庭教育を応援するための基本となる方針・戦略を取りまとめるとともに、家庭教育の充実に向けた知見の収集等により、家庭に対する啓発手法を確立します。

(6) 教育施策 4 「人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成」の取組内容の追加 (P15)

教育施策 4 「人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成」に、伊勢志摩サミットの開催を契機として実施する取組を追加しました。

《追加》

6 伊勢志摩サミットの開催を契機として、子どもたちが郷土三重のすばらしさを再認識するとともに、世界の子どもたちに関わる諸問題に関心を持ち、考える機会を創ります。

(7)教育施策7「笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」の記述内容の充実
(P22)

教育施策7「笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」の中で、子どもの貧困対策に関する取組の記述内容を充実させました。

(←議会の意見等をふまえた修正)

《修正前》

11 子どもたちの将来が生まれ育った家庭の経済的な環境等によって左右されることのないよう、奨学金制度の充実や学習支援など必要な支援を行います。

《修正後》

13 「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」に基づき、市町や関係機関と連携し、就学の援助、学資の援助、学習の支援等、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援を行います。

14 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校を窓口として関係機関等との連携を図ることで、貧困の状況にある子どもを生活支援や福祉制度につなげます。

(8)教育施策9「地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実」の取組内容の追加
(P25)

教育施策9「地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実」に、三重大学が中心となり進めるCOC+事業の取組を追加しました。

《追加》

4 三重大学が中心となり進める「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に参画し、本県が求める人材を養成するとともに、魅力ある就職先の創出を図ります。

3 県議会からいただいたご意見への対応・回答について

区分	頁	いただいたご意見	対応・回答
(全般)		<p>大綱の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大綱の記載内容を教育の大枠に限定すべきではないか。 (本会議 代表質問) ・大綱は、大きな方向性を示すものと説明があったが、内容が細かい。教育全体の方向性を細かく規定することになってしまうのではないか。(教育警察常任委員会) 	<p>→ 教育・人づくりは、知事の2期目における最も重要な政策分野として位置づけられていることから、「三重県教育施策大綱」(仮称)の基本方針には、知事の教育・人づくりに対する考え方をしっかりと盛り込みました。</p> <p>また、ライフステージに沿った教育施策の体系と主な取組内容を記載し、県民の皆様へ、教育委員会所管の取組だけでなく、産業人材の育成といった知事部局所管の取組を含めた教育・人づくり政策の内容を、幅広い視点から簡潔に説明するかたちで取りまとめました。</p> <p>教育・人づくりを最も重要な政策として打ち出した以上、その取組方針や内容をきちんと県民の皆様にお示しすることが知事としての責務と考えられますので、ご理解をよろしくお願いします。</p>

区分	頁	いただいたご意見	対応・回答
(全般)		<p>教育の個人的意義について</p> <p>・教育の本旨は個人的意義だと思うが、大綱や行動計画には、社会的意義の記述が多い。個人的意義を加筆願いたい。</p> <p>(教育警察常任委員会)</p>	<p>→ ご意見を踏まえ、P5「(1)『生き抜いていく力』の育成」の説明を、個人的意義の視点から一貫して記述するため、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>○ 将来予測が困難(中略)切り拓く人材、即ち「<u>生き抜いていく力</u>」を備えた人材が求められています。</p> <p>(修正後)</p> <p>○ 将来予測が困難(中略)切り拓く力、即ち「<u>生き抜いていく力</u>」が求められます。</p> <p>※「人材」を基調とした表現から、「力」を基調とした表現に修正。</p> <p>→ また、一人ひとりの子どもたちの人生を大切にする視点から、以下の記述を追加します。</p> <p>○ <u>一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にはできない、あるいは、まだ自信や意欲を持たず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることを踏まえ、一人ひとりが自らをかけたえのない存在として感じられるよう、自己肯定感の涵養を図ります。加えて、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。</u></p> <p>→ なお、本案では、個人的意義を明確に位置づけているほか、「一人ひとりの可能性を最大限に引き出す」など、個人的意義の視点からの記述も随所に折り込んでいることを申し添えます。</p>

区分	頁	いただいたご意見	対応・回答
3 三重の教育における基本方針	4	<p>基本方針について</p> <p>・11の施策体系は分かりやすい。一方、6つの基本方針のタイトルは内容が分かりにくい。 (戦略企画雇用経済常任委員会)</p>	<p>→ 6つの基本方針のタイトルは、県民の皆様に関心を持っていただけるよう、訴求力のある言葉を意図的に選択しました。</p> <p>内容を把握いただきやすいよう、タイトルには2行の説明文を付して提示していますので、ご理解をよろしくお願いいたします。</p>

区分	頁	いただいたご意見	対応・回答
3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成	5	<p>「生き抜いていく力」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生き抜いていく力」という言葉は、「独力で生きていく」という印象が強い。これからの子どもたちには、「共に支えあって生きていく」という考え方が重要であり、その意味を盛り込む必要があるのではないか。(本会議 関連質問) ・「生き抜いていく力」という言葉は、survive、ハードな環境をタフに生き抜くという意味を持ち、違和感がある。中身は充実しているが、タイトルとマッチしない。意味が伝わるよう例えば、「生きていく力」などに修正してほしい。(戦略企画雇用経済常任委員会) ・「生き抜いていく力」を、例えば「生き抜いていく自立・共生の力の育成」としてはどうか。(戦略企画雇用経済常任委員会) ・「生き抜いていく力」は、競争社会で生き抜いていくということであり、今の子どもたちはしんどいと思う。(教育警察常任委員会) ・「生き抜いていく力」は、「自立」の力にシフトし、「共生」の力の記述が弱い。新しい豊かさや地方創生には、「共生」の力が必要である。(教育警察常任委員会) 	<p>→ 言葉のとらえ方は人それぞれで異なりますので、「生き抜いていく力」が「自立」の力と「共生」の力で構成されること、「共生」の力には他者と支えあう力などが含まれること等を記述の中で丁寧に説明しています。</p> <p>また、この言葉には、日々の暮らしの厳しい環境の中で、明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない状況の子どもたちにも、決して人生をあきらめることなく、自らの可能性を信じ、命を大切にして生き抜いてほしいという思いもこめられています。</p> <p>→ こうしたことをふまえ、『<u>「生き抜いていく力」の育成</u>』に係る記述を、以下のとおり修正・追加します。</p> <p>(修正前)</p> <p>○ 将来予測が困難とされる来るべき時代においては、変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持って、<u>未来への活路を切り拓く人材</u>、即ち<u>「生き抜いていく力」を備えた人材</u>が求められています。</p> <p>(修正後)</p> <p>○ 将来予測が困難とされる来るべき時代においては、変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持ち、<u>他者との絆を大切にしながら</u>、<u>豊かな未来を切り拓く力</u>、即ち<u>「生き抜いていく力」</u>が求められます。</p>

			<p>(追加)</p> <p>○ <u>一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持たず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることを踏まえ、一人ひとりが自らをかけたえのない存在として感じられるよう、自己肯定感の涵養を図ります。加えて、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩いていけるよう支援します。</u></p> <p>※「他者との絆を大切にしながら」「豊かな人間関係を形成する力の育成」など、「共生」の力の記述を充実。</p>
--	--	--	--

区分	頁	いただいたご意見	対応・回答
3 三重の教育における基本方針 (1)「生き抜いていく力」の育成	5	<p>「生き抜いていく力」について</p> <p>・「生き抜いていく力の育成」で、「課題となっている学力・体力の向上に向け、優先度を高くして取り組む」とあるが、あとは二の次でよいと読める。ここまで明確に書き込む必要はないかと思う。</p> <p>(教育警察常任委員会)</p>	<p>→ ご指摘の点については、数ある施策の中で特に優先度を高くする重点事項について言及した部分であり、懸念いただいている趣旨を含むものではないことをご理解ください。</p>
3 三重の教育における基本方針 (2)「教育安心県」の実現	6	<p>子どもの貧困について</p> <p>・貧困など子どもの教育をめぐる厳しい状況について議論があったなら、加筆いただきたい。</p> <p>(教育警察常任委員会)</p>	<p>→ 貧困問題については、「2教育を取り巻く社会情勢の変化」の中で項目を起こし記述している(P2)ほか、基本方針『教育安心県』の実現の中に確たる方針を明示しています(P6)。</p> <p>→ また、施策「笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」において、以下のとおり、子どもの貧困対策に関する記述を充実します。(P22)</p> <p>(修正前)</p> <p><u>11 子どもたちの将来が生まれ育った家庭の経済的な環境等によって左右されることのないよう、奨学金制度の充実や学習支援など必要な支援を行います。</u></p> <p>(修正後)</p> <p><u>13 「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」に基づき、市町や関係機関と連携し、就学の援助、学資の援助、学習の支援等、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援を行います。</u></p> <p><u>14 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校を窓口として関係機関等との連携を図ることで、貧困の状況にある子どもを生活支援や福祉制度につなげます。</u></p>

区分	頁	いただいたご意見	対応・回答
3 三重の教育における基本方針 (3) 「生涯現役・全員参加型社会」に向けた学習基盤の充実	6	<p>「生涯現役・全員参加型社会」について</p> <p>・「生涯現役・全員参加型社会」は、生涯学習を含む基本方針であることが伝わるような記述に修正してはどうか。</p> <p>(戦略企画雇用経済常任委員会)</p>	<p>→ 「生涯現役・全員参加型社会」は新しい用語ではなく、国の「教育振興基本計画」において、生涯学習を含む概念として平成25年に示されたものです。</p> <p>説明文の中に「生涯を通じた学習基盤の充実」という記述もあり、原案どおりとさせていただくことについて、ご理解をお願いします。</p> <p>→ なお、このご指摘とは別に、本大綱案の中では、「社会参加」より「社会参画」という言葉を基本的に用いていることを踏まえ、「全員参加」を「全員参画」と改めることとします。</p> <p>(修正前)</p> <p>「生涯現役・<u>全員参加型社会</u>」</p> <p>(修正後)</p> <p>「生涯現役・<u>全員参画型社会</u>」</p>

区分	頁	いただいたご意見	対応・回答
3 三重の教育における基本方針 (4)教育への県民力の結集	7	<p>「時を越えた協創」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「時を越えた協創」は、大綱に使用する用語としては違和感がある。 <p>(戦略企画雇用経済常任委員会)</p>	<p>→ ご意見を踏まえ、以下のとおり、キーワードを修正します。</p> <p>(修正前) 「時を越えた協創」</p> <p>(修正後) 「時をつなぐ協創」</p> <p>※「協創」は、多様な主体の協働による新しい価値の創出を意味する用語ですが、教育活動の場合、その「協創」による横軸の広がり、時間を越えて縦軸でつながってこそ成果が生まれることから、「時を越えた協創」というキーワードをお示してきたところです。</p> <p>議会からのご指摘をふまえ、用語について再検討したところ、「越える」より「つなぐ」という表現の方が、この趣旨をよりイメージいただきやすいと考えられることから、キーワードを修正することとしました。</p>

区分	頁	いただいたご意見	対応・回答
4 教育施策 (1)「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援	10	家庭教育の充実について ・学力、体力の向上は重要だが、そのベースとして家庭の中での育ち方は非常に大切である。家庭教育についてこれまで県の取組は弱かったので、充実願いたい。 (戦略企画雇用経済常任委員会)	→ ご指摘のとおりと認識しており、以下のとおり対応しています。 ①基本方針『「生き抜いていく力」の育成』に、家庭教育の充実に向けた取組を拡充することを明記。 (P 5) ②施策『「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援』に、「家庭教育の応援戦略及び啓発手法の確立」、「家庭における親の学びの場づくり」など、家庭への働きかけ・啓発を進める複数の新規取組を位置づけ (P 10～11)
4 教育施策 (8)地域に開かれ信頼される学校づくり	23	小規模校の取組について ・次期の高等学校活性化計画に小規模校のこれまでの取組を反映できるように、大綱や教育ビジョンにも、それがにじみ出るような記述をしてほしい。(教育警察常任委員会)	→ 小規模校の活性化については、個別具体的な状況をふまえて検討が必要な事項であると考えています。
4 教育施策 (8)地域に開かれ信頼される学校づくり	23	学校の地域貢献について ・地域貢献については、「(9)地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実」だけでなく、「(8)地域に開かれ信頼される学校づくり」でも記載してほしい。(教育警察常任委員会)	→ 学校の地域貢献については、「(4) 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成」の「高校生が地域を学び、地域への愛着や絆を深めるため、地域活性化の取組に参画するなど、高等学校と地域が連携した取組を推進します」という記述にその思いを込めています。

区分	頁	いただいたご意見	対応・回答
4 教育施策 (9)地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	25	専門学校について ・高等教育機関の充実は、いつも大学の取組をあげているが、専門学校についても触れるべきである。 (教育警察常任委員会)	→ 「若者の県内定着」が懸案課題となっている現在、大学、短期大学、高等専門学校の「若者を地域に惹きつける役割」が改めて注目されており、専門学校も同様の役割を担っているものと認識しています。 このため、専門学校の質向上を図る「職業実践専門課程（文部科学省認定）」の認定に向けた取組等への支援を引き続き行うとともに、専門学校のこうした役割を高めるための取組について、今後研究を行う必要があると考えています。
その他		私立小中学校との連携について ・私立小中学校との連携について、県としてこれまでより踏み込んだ対応は行わないのか。前向きに検討して欲しい。 (戦略企画雇用経済常任委員会)	→ 私立小中学校とは、これまでも防災教育などにおいて連携を行っているところです。 今後とも、私立学校の建学の精神を尊重しながら、防災教育のように子どもたちのために有益な取組について、引き続き連携を図ってまいります。

4 パブリックコメントの結果概要

(1) 意見募集期間

平成 27 年 10 月 14 日（水）～平成 27 年 11 月 13 日（金）

(2) 意見内容

①意見総数

55 人・団体の方々から、196 件の意見をいただきました。

これらの中には同じ内容の意見もありましたので、113 件に集約して整理しました。

②項目別意見件数

項 目		意見数
総論的な部分への意見		35
内 訳	全体的な意見	5
	2 教育を取り巻く社会情勢の変化	2
	3 三重の教育における基本方針 前文	2
	(1) 「生き抜いていく力」の育成	17
	(2) 「教育安心県」の実現	2
	(3) 「生涯現役・全員参加型社会」に向けた学習基盤の充実	2
	(4) 教育への県民力の結集	1
	(5) 「三重ならではの」教育の推進	1
	(6) 社会的要請・課題をふまえた教育の充実	0
	5 「教育への県民力の結集」に向けて	3
各論部分への意見		78
内 訳	4 教育施策 全般	5
	(1) 「教育の原点」である家庭教育の充実と子育て支援	8
	(2) 人間形成の基礎を担う幼児教育の充実	4
	(3) 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	12
	(4) 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成	10
	(5) 健やかに生きていくための身体の育成	8
	(6) 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	21
	(7) 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	4
	(8) 地域に開かれ信頼される学校づくり	3
	(9) 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	0
	(10) 地域の活力を支える産業人材等の育成	2
(11) あらゆる世代の全ての人が学び挑戦できる社会づくり	1	
合計		113

③対応状況

対応区分	件数
①最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	18
②意見や提案内容が既に反映されているもの	30
③最終案や今後の取組の参考にさせていただくもの	33
④反映または参考にさせていただくことが難しいもの	20
⑤その他（①～④に該当しないもの）	12
合計	113

(3)意見の概要

①総論的な部分への意見について

「生き抜いていく力」についての意見が17件と多くなりましたが、意見の内容は分散しており、賛同する意見3、記述の充実を求める意見6、キーワードの修正を求める意見1、説明語句の修正を求める意見6、質問1という内訳でした。

「生き抜いていく力」以外への18件についても、賛同5、要望3、修正4、否定的意見3、質問3という内訳であり、特に顕著な傾向は見られません。

《主な意見の概要》

- ・全体を通して、教育に対する県の熱意を感じた。
- ・「生き抜いていく力」という言葉は、力強さを感じ、素晴らしい。
- ・「生き抜いていく力」は全体的に個人のありようについての記述に偏っている。
- ・「生き抜いていく力」は仲間とともに生きるというあたりの記述が弱い。
- ・「生き抜いていく力」という言葉は、「社会を生きる力」等の文言にすべきである。
- ・自尊感情の育成が「生き抜いていく力」につながるの、加筆いただきたい。
- ・「豊かな心を育む教育」は「豊かな人間関係や豊かな心を育む教育」とした方が良い。

②各論部分への意見について

78件の内訳は、追加・修正意見27件、否定的意見12件、要望・提案型意見35件、その他4件（賛同2、質問2）となっており、記述内容に対する意見だけでなく、教育施策そのものに対する要望・提案の多さが目立ちました。

《主な意見の概要》

- ・主な取組内容については、細かい手立ての記述が多い。
- ・学校・家庭・地域それぞれの主体の創意工夫や連携を支援する施策を講じるべき。
- ・さまざまな生活環境にあって、家庭学習が難しい実態をふまえるべき。
- ・学力向上に組織的に取り組むための、行政からの人的・財政的支援が必要。
- ・インクルーシブ教育システムには、合理的配慮、基礎的環境整備が不可欠。
- ・幼保小中の引継ぎを丁寧に途切れなく行うことに対し、大いに賛成である。

5 今後の予定

3月中に、議会等での議論をふまえ、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）や三重県教育ビジョン（仮称）と合わせ、三重県教育施策大綱（仮称）を策定します。

4 県立高等学校活性化に係る地域協議会について

「県立高等学校活性化計画」（平成25年3月）を踏まえ、中学校卒業生数の大幅な減少が予想されている伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域において地域協議会を設置し、今後の県立高校のあり方について協議しています。

協議にあたっては、地域の生徒がこれからも希望や高い志を持って生き生きと学び、希望する進路を実現できる教育環境を整えるという視点を大切にしています。

1 1月末現在の開催状況は次のとおりです。

1 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

(1) 本年度の協議等

活性化推進協議会に加え、「鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議」を開催し、地域の県立高校の特色化・魅力化及び適正規模・適正配置のほか、各高校の存在意義や担うべき役割、地域活性化や地域貢献の視点から、今後のあり方について協議を進めています。

① 第1回協議会（7月13日）

地域の高校を取り巻く状況について共有したうえで、高校の活性化等について協議しました。主な意見は次のとおりです。

ア 特色化・魅力化について

- 小規模校が存続するためには、地域のニーズをくみ取り、いかに地域と連動しているかが大切なポイントになる。
- 地方創生とリンクした県立高校のあり方を考えることにより、地域を大切にす若者を生み出す教育につなげたい。
- 小規模校であっても、生徒の満足度の向上につながるような活性化に取り組んでいることが大切である。

イ 適正規模・適正配置について

- 鳥羽・志摩・度会地域だけでなく、伊勢市内でも中学校卒業生数の減少が進むので、高校の適正規模・適正配置は伊勢志摩地域全体の課題として考えるべきである。

② 第1回鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議（10月19日）

鳥羽・志摩・度会地域の各県立高校の活性化の取組や、志願者増加に向けた方策について協議しました。

③ 地域の高校を取り巻く状況についての保護者・学校関係者等への説明

今後の協議を進めるにあたり、中学校卒業生数の減少予測等、地域の高校を取り巻く状況について、保護者や学校関係者等に説明し、意見を直接聞く取組を始めています。

<日程>

志摩市 平成27年10月26日 南伊勢町 平成28年1月19日

伊勢市 平成28年1月20日 度会町 平成28年1月22日
鳥羽市 平成28年1月23日 玉城町 平成28年1月予定
大紀町 平成28年1月予定

④ 第2回協議会（11月16日）

ゲストスピーカー（三重大学 西村訓弘教授）を迎え、地域活性化の視点から地域と高校の関係等について講演をいただき、地域の高校のあり方について意見交換を行いました。主な意見は次のとおりです。

- 魅力的な教育の場をつくり、教育水準を高め、教育環境が整った地域となるのが、他地域から人を呼び込むことにつながると思う。
- 進学や就職のためには都市部の高校に進学することが必要という保護者の意識を変革することが必要である。
- 地域で必要な高校となるためには、自分で将来を切り拓き、生き抜く力を身につけられる学校であることが、広く理解される必要がある。

（2）今後の進め方

地域の高校を取り巻く状況について保護者や学校関係者等に説明し、意見を聞く取組を市町ごとに行います。そこで出された意見を参考にして、第3回協議会（平成28年2月に開催予定）で、地域の県立高校のあり方について協議を進めます。

2 伊賀地域高等学校活性化推進協議会

（1）本年度の協議等

① 第1回協議会（9月1日）

地域の高校を取り巻く状況及び名張青峰高校の平成28年4月開校に向けた準備状況について共有し、協議しました。地域の県立高校の今後のあり方にかかわり、「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高校への受け入れと支援」については、県外の先進的な事例を視察調査し、その内容を踏まえて協議することとしました。主な意見は次のとおりです。

- 生徒が地域外の高校等へ進学する動機は、大学等への進学と部活動の2つと思われる。名張青峰高校は、その両方のニーズに応える普通科高校であり、中学生や保護者への教育内容の周知に努める必要がある。
- 地域の子どもたちが地域で学ぶことができるよう、名張青峰高校についても進学実績をしっかりと出して、他の高校との間で切磋琢磨することを願う。

② 特別支援教育にかかる先進校視察（10月9日）

和歌山県立和歌山東高校を訪問し、多様な教科・科目が選択できる教育課程や授業方法の工夫等の取組を視察調査しました。

（2）今後の進め方

第2回協議会（平成28年1月に開催予定）で、「特別な支援を必要とする子

どもたちの県立高校への受け入れと支援」などについて、先進校視察で調査した内容を参考にして協議します。

3 紀南地域高等学校活性化推進協議会

(1) 本年度の協議

① 第1回協議会（7月10日）

地域の高校を取り巻く状況について共有し、木本・紀南両高校の活性化に向けた取組や今後のあり方、将来的に新たな学校を設置する場合の学校像等について協議しました。主な意見は次のとおりです。

- 小学生や中学1・2年生の段階では、高校の取組をよく知らない子どもたちや保護者が多いので、もっとPRに取り組む必要がある。
- 学力が身につけていなければ、自己実現に向けた進路選択が難しいので、小中学校と高校が連携して学力向上に取り組むことは大切である。また、地域を担える確かな人材を育てていくことが両校の活性化にもつながる。
- 新たな高校を設置する場合、基礎学力やコミュニケーション力を高める取組、キャリア教育の充実が大切である。

② 第2回協議会（9月10日）・第3回協議会（11月24日）

将来的に木本高校と紀南高校を統合し新たな学校を設置する場合の設置学科や教育内容、設置場所について協議しました。主な意見は次のとおりです。

- 新たな高校を設置する場合、進学に対応する普通科と、生徒が自らの学習ニーズに応じて選択することのできる「総合学科」のような学科がよい。
- 入学後に将来の進路について考えながら必要な学習を選択できるよう、普通科の中にさまざまなコースを設置し、選択できる形が望ましい。
- 設置場所については、津波に対する安全面も考えて、検討する必要がある。
- 高校がなくなることによる地域への影響も考慮して、設置場所を検討する必要がある。

(2) 今後の進め方

第4回協議会（平成28年2月下旬～3月初旬に開催予定）で、将来的に新たな学校を設置する場合の学校像について、より具体的な協議を行います。

5 子どもの貧困対策（教育委員会関係）について

1 現状と課題

- ・我が国の子どもの貧困率は16.3%（平成25年）に達しており、家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、学力格差が原因となって、貧困の連鎖が生まれるなど悪循環が生じているとの指摘もあります。
- ・子どもたちの不登校や問題行動等の背景の一因には、家庭的な要因が考えられるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家が連携を図りながら、チームとしての支援体制や相談機能を充実させる必要があります。
- ・子どもたちの就学にかかる経済的負担の軽減を図るための支援を推進する必要があります。
- ・家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、学習支援の充実と進路保障を図る必要があります。

2 教育委員会の主な取組内容

（1）支援体制と相談機能の充実

- ・社会的な背景により多様な課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置又は派遣し、教員と連携を図り、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して支援を行っています。

※スクールカウンセラー

すべての中学校区（小学校338校、中学校157校）

高等学校36校の計531校に配置

※スクールソーシャルワーカー

8名を県庁に配置（昨年度よりも1名増員）

学校からの要請に応じて派遣

- ・教員を対象に、家庭、地域、保健・福祉等との連携のあり方を学ぶ研修会等を開催し、子どもの貧困問題をはじめとする様々な教育相談に関する資質の向上を図ります。

（2）就学に係る経済的支援の推進

ア 県立高等学校

- ・市町村民税所得割の額が30万4,200円未満の世帯（年収目安：約910万円未満）の世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給しています。

- ・生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料の全部又は一部を減免しています。
- ・低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給しています。
- ・経済的な理由で修学が困難な生徒に対し、無利子で貸与する奨学金制度を設けており、今年度からは返還猶予を認める要件に産休・育休等を加えました。
- ・定時制及び通信制に学ぶ生徒のうち、低所得世帯の生徒が安心して教育を受けられるよう、教科書・学習書を給付します。
- ・高等学校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長２年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。

イ 特別支援学校

- ・特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。

ウ 小中学校

- ・経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校教育法第１９条に基づき、就学援助の制度が設けられており、各市町において必要な援助が行われています。就学援助制度の全保護者への周知が図られるとともに、当該制度が円滑に実施されるよう各市町への働きかけに努めていきます。

(3) 学習支援の充実と進路保障

- ・学力の向上を図るため、学校・家庭・地域が一体となり、児童生徒の意欲を引き出す学習環境を整備するとともに、子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、授業改善に取り組みます。
- ・三重県型コミュニティ・スクールを中心とする地域に開かれた学校経営（運営）の仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもたちを含めた、小中学校の児童生徒を対象とした「地域未来塾」による学習支援活動を、市町教育委員会と連携して推進していきます。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助及び補充学習や発展的な学習を推進します。
- ・小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善、仕事に対する児童生徒の理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成を推進します。

- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲を高めるため、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動などに取り組む「子ども支援ネットワーク」の活動を促進します。

(4) その他教育支援

- ・学校給食関係者との会議の場を通じて、学校給食の普及・充実に関する啓発を図るとともに、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもたちの関心と理解を深めていきます。

3 今後の方針

子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の経済的な環境等によって左右されることのないよう、「次期三重県教育ビジョン（仮称）」及び「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」（いずれも策定中）に基づき、学校を貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、福祉関係機関と連携した貧困家庭の子どもたちへの支援に取り組んでいきます。

6 新たな教育関係事務所の設置について

1 事務所が担う機能

市町教育委員会や学校に対し、学力向上や教科指導などの教育課程に係る専門的事項の指導、助言及び連絡調整を行います。

2 事務所が所管する市町教育委員会

県内の市町教育委員会のうち、学力向上や教科指導に係る体制が十分ではない小規模な18の市町教育委員会に対し、地域できめ細かな支援を行います。

他の教育委員会への必要な支援は、引き続き本庁が行います。

3 事務所の名称

市町村合併や地方分権の進展に伴い、市町教育委員会においては地域の課題に応じた特色ある教育を進め、県教育委員会は専門的な指導・助言や広域的な調整を行っているところです。

今回の事務所の設置は、こうした基本的な関係は維持しつつ、小規模な市町教育委員会に地域できめ細かな『支援』を行うことを目的とすることから、その名称を「教育支援事務所」とします。

4 事務所の設置数

支援の対象とする市町教育委員会の地理的状況を勘案して効率的・効果的に業務を進めることや、以前に教育事務所を廃止した後の3年間、3地域（北部、南部、東紀州）に指導主事を配置して市町教育委員会や学校の支援を行った状況を踏まえ、下記のとおり3事務所を設置します。

名称	所管市町教育委員会	設置場所
北勢教育支援事務所	木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町【5町】	四日市庁舎
南勢教育支援事務所	鳥羽市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町【1市7町】	伊勢庁舎
紀州教育支援事務所	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町【2市3町】	熊野庁舎

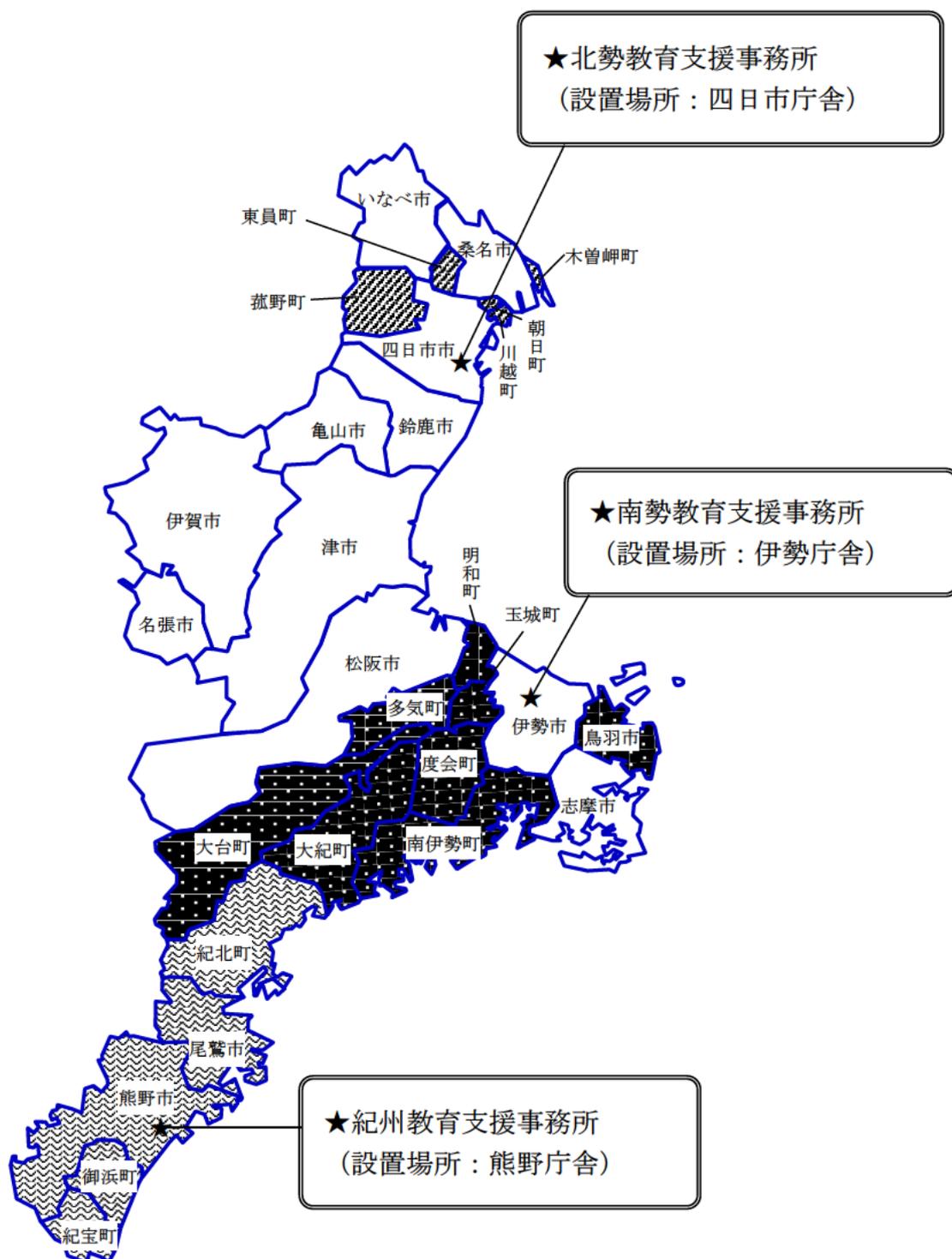
5 事務所の体制

現在、東紀州地域に駐在している指導主事（3人）の業務状況や、所管地域の小中学校数等を勘案して、所長1名と指導主事を複数名配置したいと考えています。

6 今後の進め方

平成28年4月の設置に向けて、市町教育委員会への説明を行うとともに、事務所の具体的な業務についてさらに検討を進めます。

新たな教育関係事務所の配置について



7 工業高校における専攻科の設置について

1 現状と課題

- ・ 地方の人口減少と地域経済の縮小という課題を抱える中で、近年の人口移動の状況を見ると、15～29歳の転出超過が大きく、大学等への進学時や就職時に多いことが背景にあると考えられます。（出典：三重県の人口動向分析・将来人口推計 平成27年3月）
- ・ 平成25年度の本県大学収容力は43.0で全国46位と低く、県内の高校生の県内大学への入学割合も19.4%と低くなっています。（出典：三重県のあらまし 平成27年6月）
- ・ 地域が特徴を生かした自立的で持続可能な社会を創ることができるよう、地域の産業界から期待される高度な専門技術を持った人材を育成する必要があります。

2 専攻科設置検討委員会設置の経緯

国においては、学校教育法が一部改正され、平成28年度から専攻科修了者の大学への編入学が認められるなど、高等学校専攻科の学修について評価するよう制度改正が行われました。

このような状況から、県内の工業高校生とその保護者及び企業に対して専攻科設置に関するアンケートを行った結果、いずれのアンケート結果においても県内工業高等学校専攻科にニーズのあることが明らかになりました。

そこで、県内の工業高校が持つポテンシャルを生かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、専攻科の設置について検討を行うこととし、有識者等による「三重県立高等学校専攻科設置検討委員会」を設置し、これまでに2回開催しています。

3 委員会での主な意見

(1) 専攻科で育成する人材について

- ・ 専攻科修了後に就職する意欲があり、企業（社会）に貢献できる人材。
- ・ 三重県の成長産業に寄与する人材。
- ・ 社会に出て即戦力として活躍できる人材。

(2) 専攻科の専門分野について

- ・ 特色ある内容にしぼることが必要。
- ・ 三重県での成長分野である自動車産業、航空機産業に加え、食品加工用機械の分野などが考えられる。
- ・ 電気、機械の分野をベースに幅広く対応できる学習が必要。
- ・ 高等専門学校とのすみ分けが重要。

- ・ 電気、電機といった企業から見て内容がわかる名称がよい。
- (3) 学校と企業との連携について
- ・ アメリカでは企業が出資して技術者の養成施設を運営している例があるので参考になる。
 - ・ 生徒は大学への編入にもまして、短期大学卒業や高等専門学校卒業と同等の待遇にインセンティブを感じていることから、そのことを踏まえた取組が必要。
 - ・ 即戦力となる人材育成のためにはインターンシップ等の実施が必要
 - ・ 企業ネットワークを立ち上げて、学校と密接に連携することが必要。
- (4) 設置場所について
- ・ 学校規模が大きい方が生徒は多く集まりやすい。
 - ・ 既存の学校に設置すれば、今ある、学校事務等の教育資源を有効に活用することが可能。
- (5) 専攻科の特色について
- ・ 三重ならではの特色ある取組をするとよい。
 - ・ 学校の授業とは別に「ものづくり」に特化したイベントや競技会に挑戦するとよい。

4 今後の対応方針

専攻科の設置については、検討委員会での意見等を踏まえ、専攻科の教育活動を支援する企業集団と行政との連携によるネットワークの構築、社会の変化や産業界の動向に応じた教育内容、実践的な教育ができる施設・設備の検討を行っていきます。

8 いじめ問題に関する調査結果について

I 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（いじめ）」結果について <文部科学省調査>

1 調査の趣旨

本調査は、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における児童生徒の問題行動等の状況について把握し、生徒指導上の取組のより一層の充実と、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げるため、文部科学省の依頼を受けて毎年実施しているものです。

なお、暴力行為、不登校等のいじめを除く調査結果は、平成27年9月16日に公表し、10月9日の教育警察常任委員会で報告済みであり、「いじめ」については、文部科学省が各都道府県に対して再調査を行いましたので、県内の状況について10月27日に公表しました。

2 調査結果の概要

(1) いじめの認知件数等

【いじめの認知件数（校種別）】

(単位:件)

校種	H22	H23	H24	H25	H26	増減
小学校	156	102	975	621	536	▲85
中学校	146	109	630	529	310	▲219
高等学校	34	33	126	54	61	7
特別支援学校	4	1	7	5	3	▲2
計	340	245	1,738	1,209	910	▲299

<年度内解消率>

三重県	92.0% (前年度92.1%)
全国	88.7% (前年度88.1%)

(2) 「地方いじめ防止基本方針」等の策定又は設置状況

①三重県の状況

- ・「地方いじめ防止基本方針」
三重県いじめ防止基本方針（平成26年1月29日策定）
- ・「いじめ問題対策連絡協議会」等
三重県いじめ問題対策連絡協議会（平成26年3月27日設置）
三重県いじめ対策審議会（平成26年3月27日設置）
三重県いじめ調査委員会（平成27年1月13日設置）

②県内市町の状況

	策定又は設置済みの市町		備考 (策定及び設置について)
	三重県	全国	
地方いじめ防止基本方針	86.2%(25市町)	69.8%	努力義務
いじめ問題対策連絡協議会	72.4%(21市町)	57.5%	置くことができる
教育委員会の附属機関	62.1%(18市町)	40.4%	
地方公共団体の長の附属機関	48.3%(14市町)	31.6%	

(平成27年10月1日時点)

- ・「地方いじめ防止基本方針」が未策定の市町は、本年度内の策定に向け準備を進めています。「いじめ問題対策連絡協議会」等が未設置の市町には、引き続き、設置を働きかけていきます。

③学校の状況

- ・「学校いじめ防止基本方針」：全学校が策定済み
- ・「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」：全学校が設置済み

II 平成27年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」(9月調査)の結果について(概要) <県教育委員会調査>

1 経緯

大津市での事案をはじめとする全国的ないじめ問題により、平成24年9月に全国一斉にいじめの問題に関する文部科学省の緊急調査が行われました。

本県では、いじめの問題を十分に把握するために、平成25年度以降も引き続き、いじめの認知件数や学校の取組状況等について、毎年9月に、県教育委員会独自で調査を実施しており、本年度の調査結果を10月27日に公表しました。

2 調査結果の概要

(1) いじめの認知件数(9月末現在) (単位:件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H26(9月末現在)	359	240	43	1	643
H27(9月末現在)	533	342	45	2	922
増減	174	102	2	1	279

- ・平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しにおいて、文部科学省から、「初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ」、「対人関係のトラブルと捉えていた事例のうちいじめと認知すべきもの」についてもいじめ事案と捉え、漏れなく認知した上で、解消に向けて取り組むことが重要との考えが示されました。

このことから、9月の調査の際に、学校がより丁寧に実態を把握した結果、すべての校種において、認知件数が増加したと考えられます。

(2) 学校の取組状況

＜いじめの防止等への取組について＞

(単位：%)

質問内容	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
「いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な取組等	100.0	100.0	100.0	100.0
居場所づくり、絆づくりに係る校内研修等	97.1	92.4	68.2	62.5
情報モラル教育	92.3	96.2	100.0	100.0

※新規質問項目のため、前年度との比較はありません。

※居場所づくり、絆づくりに係る校内研修等及び情報モラル教育は、平成26年度中の実施

＜いじめや等に関するきまりの保護者や地域住民等への公表＞

(単位%)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H26(9月末現在)	66.4	64.2	68.2	68.8
H27(9月末現在)	91.5	93.0	100.0	100.0
増減	25.1	28.8	31.8	31.2

＜アンケート調査の実施回数＞

(単位：%)

	回答項目	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H26	年1回	2.6	1.3	0.0	0.0
	年2～3回	79.9	79.9	93.9	93.8
	年4回以上	17.5	18.9	6.1	6.3
H27	年1回	0.0	0.0	0.0	0.0
	年2～3回	81.1	70.3	92.4	100.0
	年4回以上	18.9	29.7	7.6	0.0
増減	年1回	▲2.6	▲1.3	0.0	0.0
	年2～3回	1.2	▲9.6	▲1.5	6.2
	年4回以上	1.4	10.8	1.5	▲6.3

- ・ いじめに関する児童生徒へのアンケート調査については、無記名によることが望ましいことを示しながら、各学校における学期に1回以上の実施を求めています。

すべての学校が、アンケートを「年2～3回」又は「年4回以上」実施していると回答しており、定期的なアンケート調査の実施が進んでいます。

- ・ ほとんどの学校(97.6%)が、「アンケートを複数回実施することにより抑止効果がある」、「より丁寧な実態把握につながる」等、アンケート調査の実施がいじめの未然防止等に効果をもたらしていると回答しています。

Ⅲ 今後の対応方針

- (1) これらの調査結果については、10月27日に市町教育委員会及び県立学校に周知しました。今後は、市町教育委員会及び学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組が実効性のあるものとなるよう指導・助言を行っていきます。
- (2) いじめが疑われる事案が発生した場合は、担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的な対応を行うことや、学期に1回以上のアンケート調査や面談等により、いじめの早期発見に努めることについて、生徒指導担当者会議等あらゆる機会を通じて周知徹底を図ります。
- (3) 国立教育政策研究所が新たに作成した指導資料「いじめに備える」（11月に各市町教育委員会及び各学校に送付済み）を有効に活用し、児童生徒への指導や教職員への研修等が行われるよう指導していきます。
- (4) 11月の「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」の実施期間中に、各学校の実情に応じて、いじめ防止等の取組を積極的に行うよう働きかけました。学校の取組状況等をまとめて、好事例を県内の学校に紹介するなど、今後の取組に活かします。
- (5) 学校だけでは解決することが難しい事案については、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家等による「学校問題解決サポートチーム」を編成し、市町教育委員会及び学校を支援していきます。
- (6) 三重県いじめ問題対策連絡協議会を通じて、いじめ問題に関係する機関及び団体の連携を深めるとともに、三重県いじめ対策審議会において、いじめの具体的な事例に基づいた検討を進め、いじめの未然防止と早期解決に取り組んでいきます。

9 平成30年度全国高等学校総合体育大会「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・ポスター図案」の決定について

1 概要

平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の「大会愛称・スローガン・シンボルマーク・ポスター図案」（以下「大会愛称等」という。）を平成27年6月から9月にかけて東海4県の中・高校生から募集したところ、平成23年度のブロック開催以降最多の8,139件の応募がありました。

応募作品の中から、東海4県において最優秀作品を選定した上で、11月20日の三重県準備委員会の決定を経て、全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）に申請を行い、12月2日に承認を得ました。

12月25日には、最優秀賞を受賞した生徒の表彰式を行います。

2 最優秀作品

(1) 大会愛称

2018 ^{いろど} 彩る感動 東海総体

三重県立四日市商業高等学校 2年 ^{みずこし} 水越 ^{すいか} 粹花

(2) スローガン

^と 翔べ 誰よりも高く 東海の空へ

三重県津市立橋北中学校 1年 ^{そが} 曾我 ^{ももこ} 萌々子

(3) シンボルマーク



岐阜県立岐阜総合学園高等学校
2年 ^{こんどう} 近藤 ^{ひろこ} 寛子

(4) ポスター図案



静岡県立富士宮東高等学校
2年 ^{ふくはら} 福原 ^{かな} 花菜

3 今後の取組

大会愛称等をレイアウトした大会総合ポスター案を作成し、1月25日の三重県実行委員会にて決定後、全国高体連に承認申請を行う予定です。

全国高体連の承認を得た上で、大会総合ポスターを作成し、全国の関係団体や県内の全ての小中高校、市町等へ配布するとともに、大会愛称等を活用して広報を行い、会場地市町や高等学校体育連盟及び各種関係団体と連携しながら、大会開催に向けて機運の醸成を進めていきます。

(参考)

H30 東海ブロック各県応募作品数

	大会愛称	スローガン	シンボルマーク	総合 ポスター図案	合計
三重県	2,590	3,607	263	68	6,528
愛知県	23	360	61	24	468
静岡県	40	551	113	44	748
岐阜県	170	165	16	44	395
合計	2,823	4,683	453	180	8,139

H25 から H28 の先催ブロック応募作品数

	大会愛称	スローガン	シンボルマーク	総合 ポスター図案	合計
H28 中国 ブロック	466	529	485	139	1,619
H27 近畿 ブロック	417	557	109	252	1,335
H26 南関東 ブロック	1,583	2,337	414	173	4,507
H25 北部九州 ブロック	935	2,508	654	234	4,331

10 審議会等の審議状況について（平成27年9月15日～平成27年11月23日）

1 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	平成27年10月22日
3 委員	会長 齋藤 洋一 副会長 尾高 健太郎 他3名（出席者計4名）
4 諮問事項	いじめ事案への対応について
5 調査審議結果	<p>平成27年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」、いじめ事案に係る文部科学省及び県教育委員会の対応等について報告しました。また、県立学校におけるいじめ事案をもとに、学校の取組や関係機関等との連携について、専門的な立場からご意見をいただきました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSが情報共有のツールというより、日常会話の一つになっており、子どもたちへの影響は大きいため、早期発見・早期対応、関係機関との連携が事案の重大化を防ぐことになる。 ・本事案は、早期発見、早期対応が、重大化を防ぐことにつながった。担任だけで抱え込むのではなく、学校全体で対応していくことが大切であると考え
6 備考	次回開催予定：平成28年2月

2 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	平成27年10月30日
3 委員	座長 東福寺 一郎 委員 長 島 洋 他5名（出席者計5名）
4 諮問事項	「高等教育機関における学びを地域で活かした社会教育の推進」について
5 調査審議結果	<p>「高等教育機関における学びを地域で活かした社会教育の推進」について審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <p>○「社会教育実践交流広場『地域と関わる学生』」の課題と改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の高等教育機関の学生にとって、日頃の社会教育活動を紹介する実践概要の発表は、大勢の前でプレゼンを経験できるよい機会である。今後は、より充実した発表や社会教育関係者との交流ができるよう、発表方法についても検討が必要である。 ・中学生にとっても有益な内容なので、多くの中学生が参加できるように、周知方法を工夫してもらいたい。 <p>○小・中・高校生や公民館事業等を対象に行う「高等教育機関の専門的な知識や技能を活かす教育プログラム」の課題と改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの活用がまだまだ少ない。利用してもらいたい方々にとって、分かりやすく、活用しやすい内容のプログラム冊子になるよう、名称や表紙デザインも含めて検討されたい。
6 備考	次回開催予定：平成28年2月頃